平成２８年（フ）第１１号
兵庫県宍粟市波賀町小野410番地２、従前の住所大阪市東淀川区上新庄２丁目４番36号
破産者　小柴　静子
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２０号
兵庫県朝来市山東町滝田583番地４
破産者　樋口　真二
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
奈良県香芝市下田東３丁目1252番地１　ハイカムール山口102号、前住所奈良県香芝市下田東３丁目1252番地１　ハイカムール山口202号
破産者　細川　麻衣（旧姓荒木）
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
奈良県大和高田市大字築山759番地１　セイバリーブリーズ201号室、前住所奈良県大和高田市大字築山125番地１　ハイライフ若桜B101号
破産者　秋岡　昌宏（旧姓榎本）
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
愛媛県松山市中村２丁目８番５号　シャーメゾン・ユピアＡ－222号
破産者　坂本　安惠
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９７号
愛媛県松山市道後樋又７番16号　コーポ樋又A117号
破産者　西岡　隼人
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２０号
愛媛県松山市北土居４丁目16番５号
破産者　小掠　亜紀
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２１号
愛媛県松山市桑原１丁目７番42号
破産者　田中　陽介
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５号
長崎県五島市木場町120番地９、住民票上の前住所長崎県五島市大荒町1040番地３
破産者　川端　愛美（旧姓堀）
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第６号
長崎県五島市松山町570番地13、住民票上の前住所長崎県五島市野々切町1535番地
破産者　鴨川　　昇
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第１９号
宮崎県日南市吾田東５丁目２番５－Ａ５号、前住所宮崎県日南市大字平野716番地　ニュースカイコーポ202号
破産者　福田　華菜（旧姓恒吉）
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第２０号
宮崎県日南市南郷町脇本614番地２
破産者　築島　義美
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第２１号
宮崎県日南市大字平野4277番地３　桜コーポ202号
破産者　酒井美保子
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２８年（再イ）第２号
福島県南会津郡南会津町大新田字松原上920番地（前住所新潟県村上市緑町３丁目１番19号　営林署官舎２－Ａ－１）
再生債務者　山田　正則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月12日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（再イ）第１７号
新潟県新発田市中曽根町１丁目８番23号
再生債務者　関崎真由美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月12日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（再イ）第８号
高知県南国市植田1261番地３
再生債務者　坂本　裕一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月12日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第２２号
愛媛県松山市拓川町１番３号　石手リバーハイツ205号
再生債務者　橋本喜久美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月10日　　松山地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第１号
鹿児島県指宿市東方1761番地
再生債務者　田之畑秀平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月８日
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（再イ）第１０８号
東京都八丈島八丈町大賀郷3057
再生債務者　佐々木信章
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第１６２号
大阪府豊能郡豊能町新光風台４丁目16番地の５
再生債務者　川本　高史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第２号
北海道滝川市朝日町東４丁目15番20号　ＲＩＣＨⅢ　104号室
再生債務者　永峯　昭徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月10日
札幌地方裁判所滝川支部再生係